

キッズだより

※今夏も猛暑でした。そうした中、西門の使用、マスクの着用などなど
ご協力いただきまして、本当～にありがとうございました。

9月の利用に関して、6月に示された横浜市の方針に、大きな変更はありません。

9月を『区分1』で登録するご家庭は、下記の要領で「利用予定表」に記入して下さい。

9月から区分を変更するご家庭は、まずは電話等で、キッズクラブにその旨お知らせ下さい。
区分に関わらず、利用予定に変更が生じた場合には、電話やメモ等で事前にお知らせ下さい。

引き続き、マスクの持参・着用、手洗い、うがい、消毒の徹底にご協力をお願いいたします。

【 「区分1」登録の皆さんへ 】

- ☆ 8月31日月曜日も含めて、それぞれの週の月～金曜日の中で、利用予定の日を 2日間以内 で選んで○を書いて下さい。(8月31日の参加の有無について、今回が最新情報とさせていただきます。)
- ☆ 土曜日の利用日数に制限はありませんが、利用時間帯を守って下さい。
土曜日の利用時間は 8時30分～10時 です。8時30分以外の時刻から参加する場合は、参加開始時刻を「利用予定表」に事前に明記して下さい。
- ☆ 帰宅時間（大人のお迎え無しの場合）
 - ・ 授業が 5校時までの日は 15時00分 または 15時30分
 - ・ 授業が 6校時までの日は 16時00分 または 16時30分どちらかを選んで『キッズカード』の「かえるじかん」欄に記入して下さい。
 - ・ 土曜日の帰宅時間は、10時までの間の 00分 または 30分 です。
- ☆ 大人のお迎え有りで帰宅する場合は、参加時間帯の中で、およそのお迎え時刻を記入して下さい。
- ☆ 一時利用（帰宅が17時を越える利用）を希望する場合は、キッズクラブにお申し出下さい。

○和泉小学校放課後キッズクラブ

主任：青木 貴美枝 副主任：長谷川 浩

電話&FAX：045-804-5100

住所：〒245-0024

横浜市泉区和泉中央北1丁目31番13号 和泉小学校内

○運営法人/公益財団法人 よこはまユース

電話：045-662-7646 FAX：045-662-7645

住所：〒231-0011

横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター5階

2020年9月 キッズクラブ利用予定表 (キッズクラブ控用)

◆各日とも、17時までの利用の場合は黒で、17時以降も利用する場合は赤で○をして下さい。

利用区分		年					組氏名
日	月	火	水	木	金	土	
	31	1	2	3	4	5 時 ~	
6	7	8	9	10	11	12 時 ~	
13	14	15	16	17	18	19 時 ~	
20	21	22	23	24	25	26 時 ~	
27	28	29	30				

利用区分1の一時利用料は 1回800円です ◆利用区分2 利用料 (9月分) _____ 円
 ◆おやつ代100円 × _____ 回 _____ 円
 合計 _____ 円

----- 切 り 取 ら ず に ご 提 出 く だ さ い -----

2020年9月 キッズクラブ利用予定表 (保護者控用)

◆各日とも、17時までの利用の場合は黒で、17時以降も利用する場合は赤で○をして下さい。

利用区分		年					組氏名
日	月	火	水	木	金	土	
	31	1	2	3	4	5 時 ~	
6	7	8	9	10	11	12 時 ~	
13	14	15	16	17	18	19 時 ~	
20	21	22	23	24	25	26 時 ~	
27	28	29	30				

利用区分1の一時利用料は 1回800円です ◆利用区分2 利用料 (9月分) _____ 円
 ◆おやつ代100円 × _____ 回 _____ 円
 合計 _____ 円

令和2年8月7日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

放課後キッズクラブの利用に関するお願いと利用料の返還について

日頃から、放課後キッズクラブの運営にご協力いただき、ありがとうございます。

緊急事態宣言が解除された後においても、市中では新型コロナウイルスの新規感染者が依然として発生しています。

キッズクラブの利用に関する留意事項及び新型コロナウイルス感染症対策に起因するキッズクラブの休止等に伴う利用料の返還（6月15日以降）について、お知らせいたします。

1 新型コロナウイルス感染症発症時等について

(1) キッズクラブの利用にあたって

毎朝の健康観察を徹底していただき、お子さまの体調が普段と違う場合は、無理をせず、ご家庭で安静にする等の対応をお願いします。

また、お子さまが次に該当する場合、キッズクラブの利用はしないでください。

- ◆体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合
- ◆過去に発熱や呼吸器症状が認められる場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸時症状が改善傾向となるまで

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用を自粛していただく場合

お子さまが次に該当する場合、キッズクラブは利用できません。(利用料返還の対象)

- ◆PCR検査が必要であると診断され、検査結果が出るまでの期間
- ◆利用児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまでの期間（PCR検査で陰性となった場合でも）
- ◆利用児童の感染が確認され、利用可能となるまでの期間

(3) クラブへの報告のお願い

お子さまが次に該当する場合については、キッズクラブへの報告にご協力をお願いします。

- ◇PCR検査が必要であると診断された場合（またはPCR検査を受検した場合）
- ◇濃厚接触者に特定された場合
- ◇感染が確認された場合

※学校に連絡したことをもって、キッズクラブに連絡は伝わりません。

お手数ですが、キッズクラブにも報告してください。

2 利用自粛に伴う利用料の返還について（利用区分2のみ）

(1) 利用料返還の要件

令和2年6月15日以降において、次の（ア）～（キ）の要件に該当し、キッズクラ

プの利用ができなかった場合は、日割りの利用料の返還を行います。

	要件	対象児童
(ア)	利用児童のPCR検査受検が決定したのち、結果が出るまで	当該児童
(イ)	利用児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまで	当該児童
(ウ)	利用児童が感染したのち、利用可能となるまで	当該児童
(エ)	学校での感染が確認され、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業に伴い、児童がクラブを利用できなかった期間	当該学校に在籍している児童
(オ)	クラブにおいて感染者が出たのち、保健所の行動調査まで	在籍する児童
(カ)	保健所の行動調査の結果、閉所となった期間	在籍する児童
(キ)	外国政府による日本への渡航制限、日本国政府による入国制限等により日本に入国できないとき。または入国後に経過観察を受けている期間	当該児童

上記(1)の要件のうち、(ア)・(イ)・(ウ)については、お子さまによって期間が異なるため、以下の期間の起点及び終点について、キッズクラブに報告をしてください。また、(キ)については、別途提出していただく書類がありますので、該当する方は、キッズクラブにご連絡ください。

	要件	期間の起点	期間の終点
(ア)	利用児童のPCR検査受検が決定したのち、結果が出るまで	PCR検査の受検が決定した日	PCR検査の結果が出た日
(イ)	利用児童が濃厚接触者に特定され、健康観察期間が終了するまで	「PCR検査の受検が決定した日」もしくは「濃厚接触者に特定された日」で早い日	健康観察期間の最終日 (PCR検査で陰性となった場合でも)
(ウ)	利用児童が感染したのち、利用可能となるまで	「PCR検査の受検が決定した日」もしくは「濃厚接触者に特定された日」で早い日	通所が可能になった日

(2) 利用料返還の対象期間

上記(1)の要件に該当し、キッズクラブの利用ができなかった期間

(3) 返還額の計算方法

$200 \text{円} \times \text{利用できなかった日数} = \text{返還額}$

※保護者負担減免額相当補助の対象となる利用者は、100円です。

(4) 利用料の返還方法

上記(1)の要件に該当し、利用料の返還を希望する場合は、キッズクラブに申出をしてください。その後、キッズクラブの運営法人から、クラブの利用ができなかった日数分の利用料の返還を受けてください。利用料返還にあたっては、「申立書兼受領書」をキッズクラブに提出していただきますので、ご協力をお願いします。

担当 こども青少年局放課後児童育成課

TEL 671-4068